

## 審 査 基 準

令和4年4月1日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第5項
処 分 の 概 要：特例特定遊興飲食店営業の認定証の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 風俗営業等適正化法施行規則 第1条（認定証再交付申請書の提出） 第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断の基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：同 上
備 考：